

(5) 横断歩道橋の昇降口

① 連続誘導がある場合

①-1. ブロックの敷設形状

横断歩道橋の昇降口には、昇降口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、昇降口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

昇降口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚については点状ブロックとする。

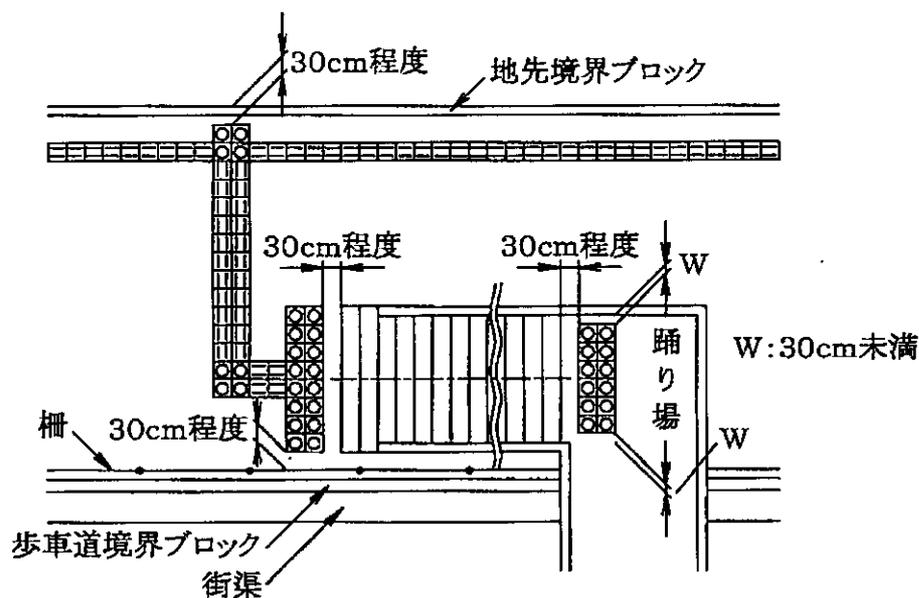
<解説>

点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4）」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1. (2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

また、踊り場での点状ブロックの敷設は、昇降口に誘導する2列の線状ブロックの中心線を踊り場まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを、 w の大きさが30cm未満となるまで敷設する。

なお、ガイドラインにおいては、横断歩道橋の周囲に、回避させるための点状ブロックが敷設されているが、線状ブロックにて連続的に誘導する場合は、横断歩道橋との離隔を60cm以上確保し、点状ブロックについては敷設しないものとする。

図5-1 横断歩道橋の昇降口での敷設（誘導がある場合）



② 連続誘導がない場合

②-1. ブロックの敷設形状

横断歩道橋の昇降口には、昇降口の幅と同じ長さだけ点状ブロックを、30cm程度離れた上で、昇降口と平行に2列に敷設するものとする。なお、歩車道境界側に防護柵等がある場合は、柵から30cm程度離隔を設けるものとする。

昇降口部分の点状ブロックから、線状ブロックを伸ばし、歩行動線を横切る形で2列に敷設するものとする。この際、官民境界側に敷設する4枚を点状ブロックとした上で、歩道の向きの案内用として、歩道に沿った方向に線状ブロックを3枚敷設するものとする。この線状ブロックの敷設に際しては、ブロックの端から、官民境界まで60cm程度確保した位置に敷設するものとする。

<解説>

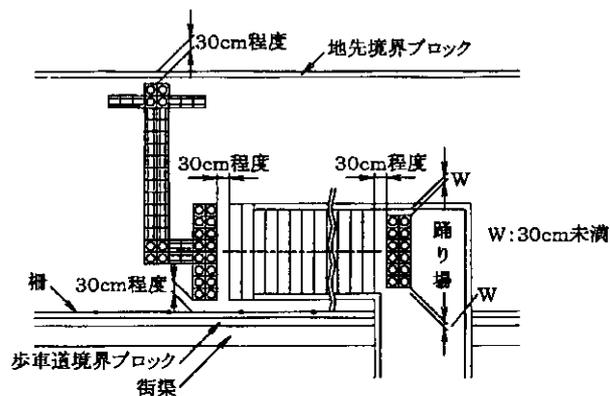
点状ブロック、線状ブロックのそれぞれを2列に敷設するのは、「1-8 敷設の原則4」(p3)にて記述した内容により定めた。官民境界側の4枚の点状ブロックについては「3-1.(2). ②-4」(p21)にて記述した内容により定めた。

また、踊り場での点状ブロックの敷設は、昇降口に誘導する2列の線状ブロックの中心線を踊り場まで延長し、その延長した中心線から、順次、左右に点状ブロックを、wの大きさが30cm未満となるまで敷設する。

なお、ガイドラインにおいては、横断歩道橋の周囲に、回避させるための点状ブロックが敷設されているが、大阪市では、点状ブロックは敷設せず、階段下に入り込まないように周囲を柵で取り囲むこととしているので、この部分の敷設は不要とする。但し、階段下周囲の柵が設置できない場合は、点状ブロックを敷設する。

図5-2 横断歩道橋の昇降口での敷設（誘導がない場合）

●横断歩道橋の周囲に点状ブロックを敷設しない場合（階段下に柵が設置できる場合）



●横断歩道橋の周囲に点状ブロックを敷設する場合（階段下に柵が設置できない場合）

